

議案第42号 小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について

《改正の趣旨》

小松島市職員の給与に関する条例の一部が改正され、期末手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、令和4年度からの期末手当の支給月数を現行のものから合計0.05月分減額する等の所要の改正を行うもの。

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 _____</p> <p>_____</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。<u>この場合において</u> _____, 給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受け</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>ただし、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。<u>ただし、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条 _____第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受け</u></p>	<p>追加</p> <p>改正 改正</p>

るべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

改正